

廿日市市ケアプランデータ連携システム普及促進事業
支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、ケアプランデータ連携システム（以下「システム」という。）を利用することにより、居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所における業務効率化、生産性向上を図ることを目的とする。

高齢化社会が進行する中で、介護サービスを提供する事業所の負担増大は大きな課題となっている。また、生産年齢人口の減少による介護人材の不足も事業所の負担を増大する大きな要因となっている。

これに対し、説明会、導入支援、導入効果測定及び好事例の横展開等を通して、システムの導入・活用促進を介護事業所に促し、負担軽減に寄与することを目指す。

2 業務の概要

(1) 業務名

廿日市市ケアプランデータ連携システム普及促進事業支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

業務については、「廿日市市ケアプランデータ連携システム普及促進事業支援業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）によるものとする。

(3) 業務の履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(4) 提案上限金額

8, 470, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、予定価格および契約予定額を示すものではなく、本プロポーザルにおける提案規模を示すためのものである。ただし、提案書等を提出する際の見積書は上記額を超えないこと。

(5) その他

業務実施上の条件及び成果品は仕様書のとおりとする。

なお、提案者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。

3 スケジュール（予定）

項 目	日 程	方 法
公告日	令和8年9月24日（木）	市ホームページ
質問票の提出期限	令和8年9月30日（水）17時まで	メール
質問票の回答公開	令和8年10月2日（金）までに公開	市ホームページ

参加申込書等の提出期限	令和8年10月7日（水）17時まで	持参または郵送（必着）
参加資格確認通知	令和8年10月9日（金）	メール
参加辞退届の提出	令和8年10月16日（金）	持参または郵送（必着）
提案書等の提出期限	令和8年10月21日（月）17時まで	持参または郵送（必着）
プレゼンテーション	令和8年10月26日（月）	
選定結果の通知及び公表	審査終了後7日（土日祝を除く）を目処とする。	郵送及び市ホームページ
委託契約の締結	業務内容を協議し、確定後速やかに締結する。	

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合もある。その場合については事前に連絡を行う。

4 参加資格条件

次に掲げる要件のすべてに該当すること。

- (1) 「5 参加申込書兼誓約書等の提出」に示す提出書類により、本実施要領及び仕様書の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2) 法人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年廿日市市条例第2号）第2条に規定する暴力団員等に該当しない者であり、かつ関係を有しない者であること。
- (8) 納付すべき国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 本事業の募集の日から受託者決定までに廿日市市の入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

5 各種手続

(1) 実施要領等の配布

- ① 配布開始日 令和8年9月24日（木）
- ② 配布場所 廿日市市高齢介護課又は廿日市市ホームページに掲載

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり質問を送付すること。

① 受付期間

令和８年９月３０日（水）１７時まで

② 提出方法

質問票（様式第５号）を用いて「13 問合せ先及び書類提出先」に電子メールで提出し、担当者に受信確認を行うこと。また、電子メールの件名は、「介護認定審査会オンライン運営システム構築業務に係るプロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、質問票を添付の上、本文には事業者名、担当者氏名、連絡先を必ず明記すること。

③ 回答方法

令和８年１０月２日（金）までに、市のホームページにて質問事項及び回答内容を公表する。

※回答内容は本実施要領の追加又は修正とみなす。このとき、質問を行った事業者名は非公開とする。

(3) 参加申込書等の提出

① 提出期限

令和８年１０月７日（水）１７時まで

② 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合には、「プロポーザル参加表明書 在中」等内容がわかるようにすること。

③ 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（様式第１号）

イ 会社概要書（様式第２号）

ウ 業務実施体制（様式第３号）

エ 類似業務履行実績調書（様式第４号）

④ 参加資格の取消し

提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

(4) 参加資格確認通知

令和８年１０月９日（金）までに本市からメールにて応募者に通知する。

(5) 中途の参加辞退

プロポーザル参加申込書を提出後にやむを得ず参加を辞退する場合、参加辞退届（様式第９号）を使用し、担当者へ電話連絡のうえ、速やかに事務局まで持参又は郵送にて提出すること。

(6) 提案書等の提出

① 提出期限

令和８年１０月２１日（月）１７時まで

② 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は提出期限日必着とする。

③ 提出書類

ア 提案書提出届（様式第 6 号）

イ 提案書（任意様式）

仕様書等の内容を踏まえ、次の項目・内容に沿って作成し、具体的な内容を提案すること。提案資料のサイズは A 4 判、両面印刷とし、全部で 20 ページ以内で簡潔にまとめること。専門知識を持たない者も容易に理解できるようにできるだけ平易な表現とすること。

※提案書本書は、別に示す仕様書に基づき、業務の趣旨を理解した上、経費の積算内訳を含む提案内容を明確かつ簡潔にまとめること。

※提出書類の受付期限後は、提出された書類の内容を変更することはできない。ただし、本市が内容の訂正を求める場合は限りではない。

※プレゼンテーション開催前において、市は提出された応募書類を補足する他の書類の提出等を求める場合がある。

ウ 見積書（様式第 8 号）

本要領及び仕様書に記載している内容に基づき、見積書を作成すること。見積書は本業務の全体の見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）とその詳細な内訳を以下の項目ごとに記載すること。また、単価と数量を示し、積算根拠がわかるよう記載すること。

④ 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

※副本については審査判定に用いることから、公平性の観点により応募者が特定できないよう、法人名、法人名を類推させる事項等がある場合は黒塗り等により秘匿すること。

※Word や Excel 等で作成する書類の場合も、PC 上で該当箇所を黒塗りする等の加工を行うこと。

⑤ 提案の取り下げ等

ア 提案書の再提出

提案書の再提出は、上記①の期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

イ 提案を取り下げる場合

提案を取り下げる場合は、参加辞退届を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合も、参加辞退届を提出するものとする。また、提出期限までに提案書の提出をしない者は、辞退したものとみなす。

⑥ 提案書の取扱い

- ア 提出書類は、再提出があった場合を除き、参加辞退届が提出された場合であっても、返却しない。
- イ 提出書類は、廿日市市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 提出書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の目的で使用しない（廿日市市情報公開条例に基づく公開を除く）。

6 プレゼンテーションの実施

提出された提案書に基づくプレゼンテーションを次のとおり実施する。なお、プレゼンテーションに参加しない者は、辞退したものとみなす。

(1) 実施日時・場所

令和8年10月26日（月）山崎本社みんなのあいプラザ内にて実施予定
※実施会場及び事業者ごとの実施時間は、後日通知する。

(2) 出席者

1者3名以内とする。

(3) 内容

提案者1者あたりの説明時間は30分以内（セッティング・撤去・質疑応答に係る時間を除く。）とし、その後10分程度質疑応答を行う。

(4) その他

- ① プレゼンテーション時のモニターについては、本市所有の大型モニターを使用すること（HDMI接続）。その他の機器（パソコン、タブレット等）は参加者側で用意すること。

7 提案の審査及び受託予定事業者の決定

(1) 審査の方法

審査は、「廿日市市ケアプランデータ連携システム普及促進事業支援業務受託予定事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により、別紙「審査項目一覧」の審査項目に基づいて提案書の内容を審査し、提案者ごとの総合評価点（委員全員の合計点）を算出する。選定委員会は市職員による委員で構成し、企画提案の内容について公平かつ適正な評価を行う。

(2) 審査項目及び配点

区分	No	項目	評価事項	配点
	1	業務理解度	本市の状況、本業務の目的、介護保険制度、介護現場の状況等を理解した上で、仕様書の内容を踏まえた提案となっているか。	5

技術評価	全体	2	実施体制	本業務の実施にあたり必要な能力・経験を有する人員が適切、十分に配置されているか。	5
		3	実現性	業務の進め方、スケジュールなどについて、十分な実現性を担保した提案となっているか。また、本市と受託事業者の作業内容が具体的に示されているか。	10
		4	説明・表現力	説明資料が分かりやすく整理され、理解しやすい企画提案となっているか。また、質疑に対する回答が的確か。	5
		5	業務実績	他の自治体において同様の業務を履行した経験及び実績があるか。または、介護サービス事業所への業務改善を含めた各種システム導入支援や、問合せ対応（ヘルプデスク業務等）の経験及び実績があるか。	5
	企画提案	6	企画力	本事業への参加事業所を増やす工夫がなされているか。	10
		7		参加事業所に対する導入支援の手法が、具体的、効果的かつ迅速か。	10
		8		介護事業所がシステムを導入後、継続して活用できる工夫がなされているか。	10
		9		介護事業所への効果測定調査の内容が具体的かつ効果的か。	10
		10		横展開資料の内容に関して、システム未導入事業所に対して、効果的に導入を促進できる工夫がなされているか。	10
		11	その他	仕様書に記載している内容以外に、本事業の目的に資する独自かつ有用な提案がなされているか。	5
価格評価		12	価格	（全提案者のうち最も低い見積価格／当該提案者の見積価格）× 20（小数点以下切り捨て）	20

※No. 3 については提出された文書を基にプレゼンテーション前に事務局にて審査を行う。

(3) 受託予定事業者の決定方法

選定委員は上記の審査項目に沿って審査を行い、総合評価点が最も高い提案者を受

託予定事業者とする。

※ただし、総合評価点が満点の60%未満の場合は受託予定事業者として選定しない。(参加事業者が1者である場合を含む。)

※審査の結果、総合評価点が最も高い提案者が複数いる場合は、当該提案者のうち以下の審査基準の順に点数を比較し、点数が高い者を受託予定事業者とする。すべての評価基準の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

①「企画力」の合計点数 ②「価格」の合計点数

(4) 審査結果の通知等

提案者には、審査結果をメールで通知する。また、審査結果の公表は、受託予定事業者の名称、提案事業者数、全提案者の総合評価点(受託予定事業者以外の提案者の名称は不開示として公開)について、市ホームページにより公表する。

(5) その他

① 提案書を提出した者が1者のみの場合でも提案書の審査を実施する。

② 審査結果に対する問い合わせには応じない。

8 契約

(1) 契約の締結

市は受託予定事業者に選定された事業者と提出された提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。また、協議が整わない場合にあっては、次順位の者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める業務契約書のほか、廿日市市契約規則(昭和63年規則第15号)及び廿日市市会計規則(昭和63年規則第13号)の定めるところによる。

9 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、受託予定事業者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

10 関係法令の遵守

参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、このプロポーザルにおける手続の公正、公平を害する行為を行わないこと。

11 著作権等

(1) 著作権

提案書の著作権は、提案書を提出した参加者に帰属する。

(2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。

12 その他

- (1) 提案書の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、事業者の負担とする。
- (2) 受託予定事業者の決定後、契約締結までの間に、受託予定事業者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 参加申込手続及び提案手続で提出した書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格を取り消す。
- (4) プロポーザルに関し、提出された参加申込書兼誓約書及び提案書等は、受託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。また、提案者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 契約締結後においても、受託者がこのプロポーザルにおいて参加資格を満たしていないことが明らかとなった場合は、市は契約を解除することができる。
- (6) 業務の委託開始までの準備にかかる経費については受託予定事業者の負担とする。

13 問合せ先及び書類提出先

廿日市市健康福祉部高齢介護課 介護保険係 担当者：森

〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号 山崎本社みんなのあいプラザ3階

電話 0829-30-9155（直通） F A X 0829-20-1611

E-mail:koreikaigo@city.hatsukaichi.lg.jp